別表六(十四)の記載要領第四号中「別表六(二十八)「7」又は別表六(二十八)付表「2」」を「別表六(六)「7」又は別表六(六)付表「2」」に改め、同表を別表六(十六)とする。

別表六(十三)の表中

調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」)	を	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「25」)	に、

調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑦」)	を	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑨」)	に、

差引当期税額基準額残額 ⑬－⑭－(別表六(二十一)「14」)－(別表六(二十二)「15」)	を	差引当期税額基準額残額 ⑬－⑭－(別表六(二十三)「14」)－(別表六(二十四)「15」)	に、

調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑥」)	を	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑧」)	に改め、

同表の記載要領第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の6第5項（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第四号中「別表六(二十八)「7」又は別表六(二十八)付表「2」」を「別表六(六)「7」又は別表六(六)付表「2」」に改め、同表を別表六(十五)とする。

別表六(十二)の表中

調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」)	を	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「25」)	に、

調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑤」)	を	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑦」)	に改め、

同表の記載要領第二号を削り、同第三号を同第二号とし、同表を別表六(十四)とする。